

第4章 よくある質問

【入園・転園申込みの手続きについて】

質問1 申込時点で仕事をしていないと、保育園等の申込みはできないのですか？

- 仕事を探すために「求職」事由での申込みが可能です。ただし、選考基準指数は15点となります。
- 就労先が内定しているという方は「内定」としての申込みとなります。
- 「求職」事由で入園決定となった場合は、3か月間の期限付きの入園となりますので、入園後3か月以内に就労を開始してください。新しい就労先の「就労証明書」が清瀬市に提出されれば、審査の上で、3か月经過以降も引き続き在籍することが可能になります。
- 入園した月の翌々月の10日まで（10日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）に「就労証明書」をご提出いただけない場合は、入園した月の翌々月末をもって退園となります（P. 17 参照）。
- 「内定」で申込みする場合は、「勤務予定先の就労証明書」もしくは「内定証明書」（就労日数、就労時間が分かるもの）を提出してください。

質問2 育児休業の延長のために保育園等の申込みをする場合には、どのように申込みばよいですか？

- 保育園等の入園申込みは、入園するつもりが無いのであれば申込みはできませんので、記入した園に入園することを前提に受付します。なお、保育園等に入園内定が決まった後に内定を辞退した場合、辞退した年度中は15点減点の調整指数で選考しますので、ご注意ください。
- 育児休業の延長の方法については、勤務先またはハローワークにご相談ください。

質問3 希望する保育園等の空き情報を確認したところ、空き状況（欠員数）が0のようでしたが、それでも申込みはできますか？

- 申込みできます。毎月、月末に各園の入園申込受付月の空き情報をウェブサイトに掲載しておりますが、それから入園選考までの期間に退園・転園などの理由で急遽空きができる場合もありますので、希望順にご記入ください。

質問4 就労証明書は誰が記載するのですか？

- 就労証明書は事業所の方（自営業の方はご本人）が記載してください。
- 選考における指数は就労証明書の内容で確認させていただきます。事業主が書いた就労証明書でも必ず申請保護者が確認してください。正しく記載されていない場合には選考の対象外になる場合や指数が減点される場合があります。
- 就労証明書の内容に確認が必要な場合、当市から発行元の事業者へ電話確認等を行うことがあります。なお、就労証明書を就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

質問5 認可外保育施設に子どもを預けている場合、在園証明書を提出すれば必ず加点されますか？

- 保護者の就労等の理由により保育が必要な状態で、入園申込時点において2か月以上月極48時間以上の継続利用をしていることが加点の対象となります。在園証明書の添付が必要です。
- 保護者が育児休業中や求職中の利用は加点対象外です。

1章

へ保育園等を利用する方

2章

申込み認可保育園等の入園

3章

方保育園等に在園している方

4章

よくある質問

5章

その他の保育

6章

市内認可保育園等・幼稚園のご案内

7章

各種届出について

1章

へ 保育園等を利用する方

質問6 下の子は祖父母が看られるので、上の3歳の子だけ保育園に預けることはできますか？

- できません。親族・友人など常時看てもらえる大人がいるとき、上の未就学児も同時に看られるという判断になり、保育の必要性が認定できません。保育園に申込み場合は預け先のない未就学児すべての入園申込みをしてください。

2章

申込み 認可保育園等の入園

質問7 書類に不備等があった場合にはどうすればよいですか？

- 書類不備や不足等がある場合には入園選考ができない場合や減点になる場合があります。提出前に不備等がないか必ず確認をお願いします。
- 訂正は各書類受付期間内のみ可能です。内容をよくご確認ください。余裕をもって申請してください。申請期間を過ぎて訂正される場合は、2次選考または翌月以降の選考から反映されます。

3章

保育園等に在園している方

【選考について】

質問8 指数はいくつくらいあれば入園できますか？

- 入園選考では、申込みがあった方それぞれの提出書類等をもとにあらかじめ指数化しておき、その上で指数の合計値が大きい方から順に入園先を決めていきます。そのため指数は入園選考ごとに異なり、決まった値もありません。

4章

よくある質問

質問9 各保育園等の倍率と入園選考時の自分の指数と順位を知りたいのですが。

- 保育園等ごとの倍率は算出していません。
- 入園選考時の指数と順位についてもお答えできません。

質問10 保育園等の希望順位は入園選考結果に関係しますか？

- 「清瀬市保育園 入園選考基準」(P.27)による指数の高い順に希望の保育園等に内定します。希望順位より指数を優先するため、第1希望だけで先に選考をするわけではありませんのでご注意ください。そのため、入りたい順に記入すると、複数の保育園等に入れる場合において希望順位の高い園に内定します。また、希望する保育園に第1希望だけを記入しても、優先されることはありません。

5章

その他の保育

質問11 内定通知が届きましたが、諸事情により辞退したいのですが。

- 速やかに内定園に連絡した上、子ども支援課まで保育園等入園内定辞退申請書の記入にお越しいただくか、ウェブサイトより電子申請をお願いします。
- 利用開始日以降に提出した場合は、登園の有無にかかわらず月単位で食材料費等がかかります。
- また、辞退した場合、当該年度中は入園申込みの際に指数調整が15点減点になりますので、ご注意ください。

6章

幼稚園の案内 市内認可保育園等・幼稚園のご案内

質問12 就労・就学事由で申込みをする場合、選考指数を計算する際に、通勤・通学時間は含まれますか？

- 入園選考における指数は、実働時間と休憩時間で算定しますので、通勤・通学時間は含まれません。
- 一方、保育給付認定における「保育の必要量」では、通勤・通学時間も考慮されます。実働時間と休憩時間に通勤・通学時間（往復）を加えた合計が、両親ともに月120時間以上の場合は標準時間認定、月120時間未満の場合は短時間認定となります。

7章

各種届出について

【教育・保育給付認定について】

質問13 支給認定証が届きましたが、保育園等を利用できるということですか？

- 支給認定証は「保育の必要性（必要量）」を認定したもののなので、それだけで保育園等が利用できるわけではありません。
- 利用調整（入園選考）を経て利用決定となった場合に、利用できるようになります。
- 入園が決まると、清瀬市から「入園承諾通知書」を送付します。

【転入について】

質問14 入園の前月末に転入（住民登録）する予定でしたが、変更になり入園してから転入することになりました。そのまま入園できますか？

- できません。申込時の条件（入園前月末までに転入）で入園が決定しているため、入園の決定が取消しとなります。当月で退園となりますので、再度入園の申込みが必要です。

質問15 現在、清瀬市外に住んでいます。下の子の産休・育休中で、上の子は清瀬市外の保育園に在園しています。清瀬市への転入に伴い清瀬市内の保育園に入園したいのですが、産休・育休（育休特例）のまま入園できますか？

- 転入に伴い産休・育休のまま入園する条件として、認可保育園の在籍が3か月以上継続していることが必要です。通常の申込書類一式に加えて在園証明書を提出してください。在園中の園に継続して3か月以上の在籍が確認できれば、清瀬市内の保育園に入園後も産休・育休中のまま継続できます。
- ただし、在園期間が途切れないよう、清瀬市に転入後も清瀬市の保育園に入園が決まるまでは、在園中の保育園の継続手続きを行ってください。継続手続きについては、現在現住所の市区町村にお問合せください。

【入園後の手続きについて】

質問16 土曜日に保育園を利用したいのですが。

- 土曜保育の利用に関しては各園で運用・基準を定めているため、直接保育園にお問合せください。

質問17 求職事由で入園し、入園月に就労を開始しました。就労時間・日数は標準時間に該当しますが、書類を提出すれば、就労を開始した月から標準時間に変更できますか？

- 就労を開始し、短時間から標準時間に変更したい場合には、①家庭状況変更届、②就労証明書の提出が必要になります。
- 毎月、20日までに提出があった場合に翌月からの切替えとなります。そのため、就労および通勤時間が月120時間以上の場合、入園月の20日までに①家庭状況変更届と②就労証明書を提出すると入園月は短時間、翌月から標準時間となります。
- 20日以降に提出があった場合、翌々月からの切替えとなります。

質問18 求職事由で入園しましたが、3か月以内に就労を開始することができない可能性があります。一度退園になるようですが、再度求職事由で申込みはできますか？

- 就労を開始できない場合、退園になります。再度、求職事由で申込みいただけますが、選考の結果、前回と同じ園を含め入園ができるとは限りません。求職事由での入園申込みは年度内に4回までです。

1章

へ保育園等を利用する方

2章

申込み認可保育園等の入園

3章

保育園等に在園している方

4章

よくある質問

5章

その他の保育

6章

市内認可保育園等・幼稚園のご案内

7章

各種届出について

1章

へ 保育園等を利用する方

質問19 就労事由で入園したものの、家庭の事情により入園後まもなく会社を辞めることとなりましたが、いつまで在籍が可能ですか？

- 入園後すぐに会社を辞めた場合、入園選考時に算定した指数と乖離することが予想されます。
- そこで清瀬市では、入園後から3か月以内の離職・転職をできる限り行わないようお願いしているところであり、その事実が確認された場合には、現時点での指数を再算定し再選考の結果、退園となる場合があります。

2章

申込み 認可保育園等の入園

質問20 現在在園している保育園等から清瀬市内の別の園へと転園を考えています。手続きはどのようにすればよいでしょうか？

- 入園申込みと同じ書類を提出していただく必要があります。（またはオンライン申込み）
- 入園申込みと同じように就労証明書等の書類をそろえ、入園申込受付期間内に申し込んでください。。
- 有効期間は最大6か月間です（10月以降の場合は最長で翌年3月まで）。
- 有効期限が切れる時期にお知らせなどを行っておりませんので、不承諾の場合には不承諾通知に記載の有効期限を確認してください。
- 内定が出た場合には、元の園には戻ることができないため、転園の希望がなくなった場合には、申請の取下をしていただきますようお願いします。

3章

る方 保育園等に在園してい

質問21 現在、上の子が保育園に在園していて、下の子を8月に出産予定です。産休・育休で仕事を休むことになるのですが、その場合、上の子はすぐに退園しなければならないのでしょうか？

- 出産予定月の前後2か月（例：8月が出産予定日の場合、6月1日～10月31日まで）の在園を認めています。その後、①育児・介護休業法に基づく育児休業を取得し、②在園の保育園等に継続して在籍する場合に、下のお子様が満2歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで、上の児童の在籍を認めています（育休特例 P.44参照）。
- 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得できない職種の場合でも、みなし育休特例として、在園の保育園等に継続して在籍する場合に、下のお子様が満2歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで上の児童の在籍を認めています。

4章

よくある質問

【その他保育サービスについて】

質問22 現在、子どもは幼稚園に通っているのですが、夏休みや土曜日などに保育園の一時預かりを利用することは可能でしょうか？

- 可能です。
- ただし、幼稚園に在園している場合には、預かり保育の無償化は幼稚園で行われる預かり保育のみ対象となるので利用に応じた実費額をお支払いいただくことになります。

5章

その他の保育

6章

幼稚園のご案内 市内認可保育園等・

7章

各種届出について

